

第二章 わが国の国内的対応策

以上のようによ東南アジア諸国の原子力開発の態様は国により様々であり、またそれに応じて日本に対する協力のニーズも多様である。したがってそのニーズと如何にも、そのすべてが果してその国の将来に^{とつて}最善のものかどうかという点にも問題がある。もともと原子力利用は最終的にはこれらの国のエネルギー供給に本格的に寄与すべきものであることは自明であるが、そこに至るまでには、関連する技術的・人員的また政策的な基盤の醸成が計画的・統合的に行われなければならないことであり、このことは日本自身がこの27年を苦難で痛感していることでもある。その上、各国の原子力開発の状況は国境を越えて相互に大きな影響を及ぼすことをもたせると、これらの国が原子力開発を合理的且つ効果的に進めようとすることは、わが国にとつて極めて大切なことである。

一方これら、の国に対する欧米先進国からの
 働きかけは、最近とくに原子力産業の不況と
 いう圧力もあり、直接の利益優先がさられるき
 りもあり、受入国の将来を思うと憂慮され
 る面もある。日本の原子力技術の水準が欧米
 を上まわつてきた状況もあって、わが国への協
 力への期待が益々高まつており、これに
 応じていくことは地域的にも先進国としての義
 務であることはいうまでもないが、その協力を
 進めるについては、以上のような点を充分
 (頭念)において、これらの国との間に長期的な
 信頼関係を築いていくよう配慮すべきである。

(1) 東南アジア諸国など開港途上国への原子
 力協力を積極的に進めることを、わが国
 の基本方針として原子力審議会等で明確に
 決定すること。

開港途上国への協力は国内の関与者の意気
 や好意にまかせておくだけでは進められな
 い。政府・民間・学界の原
 子力関係機関は、それぞれ限られた資金・人

の中で夫々の責務に携つており、このような国際協力の長期的な重要性の理解はあつてもそれが継続的に責任ある形で行われるには、それなりの関係者のコンセンサスの下で所要の整備が行われなければならない。そしてその前提として、原子力等をどの方針の明示が必要と考へる。

原子力基本法には「……進んで国際協力に資する……」(第 1 条) ことがわが国の原子力研究開発利用の基本方針として掲げられてゐるが、^{これを}その具体化する政策として開発途上国への協力推進を位置づけるべきであらう。

これらの協力推進に当たっては、別項で記述されてゐるようないくつかの問題点(原子力施設の配慮など)があるけれども、これらはこの章の冒頭で述べたような意味での協力^の推進のため解決していかねばきものであつて、これらの問題点が途上国協力への“制限条件”と受取らなければならないように充て配慮すべきである。そういう形で政策表明が行われると国内の関

が竟然とし、二取組むことが出来なくなるであらう。又途上国側も（欧米先進国との対比において）日本の態度を消極的なものと受け取ってしまうことになる。過去においてもこれに似たような経緯で日本との協力に見切りをつけて他の先進国との協力へ向けてい。る国があることは周知のとおりである。）

なお、途上国との協力^{の経費}については政府、原子力関係予算に計上を期待されるものと種々あるが、その額は総額 3000 億月 11 達に達している。原子力予算全体が、みよばせしたる比率にはなっていないであらう。^{30%} 原子力安否とに依る上記基本政策の策定にあたり、途上国協力関係の予算額の目安を、原子力予算全体の中、何パーセント（たとえば 30%）といた言及するの一事である。

(ii) 途上国協力を対応するための窓口を
に連絡調整機構が必要である。

これら途上国との協力内容（ニーズ）は多種多様である。分野としてもアイントープ・放射能の医学、農業、工業等の研究開発利用をはじめとして研究炉関係、さらに発電炉関係等があり、それも技術面のみでなく安全の管理・評価・審査など制度面関連がある。協力方法としても、短期長期の人員の派遣受け入れ、セミナー開催、^{情報}資料提供、機器提供、コンサルテーション、共同研究等とがあり、さらに二国間のものや多国間のもの、主要な担い手にもいくつかのバリエーションと単発のもの、継続的なもの等と……様々である。

日本側の関係機関もいろいろであり、協力内容（その上）により、政府関係の国策機関（東研、京燃、旅医研、工研など）、いくつかの公益法人、大学、民間などが、単独に或いは分担してこれに当たることになっている。

このようなバラエティに富む協力の一つ一つを具体化していくに、このような協力のニーズを受けとめ、関係者と相談してオーガ

政府側はもちろ

たり、必ずしも組織が必要となる。—— いうまでもなく、単独の機関がしかるべき手続によって協力を進めていく場合もあるが、その場合にもその協力を誘を生かしていくための連絡等が必要であらう。

最近まで行われた途上国の状況調査によると、日本の原動力開発状況については途上国人の情報がかたりに不足しているといわれている。全体的な情報のみならず、日本の各機関の分担あるいは業務・成果の内容を英文でこれらの国向きな方法で紹介する資料を作成し、又同合点があるときは効果的に対応することが、途上国協力の推進の基礎として重要であるとであり、上記のような点に機関が同時にこの情報提供をも担当するのが効率的であらう。

さらに個々の協力については、国内の関係機関の中での対応機関（単独又は複数）を定め、また資金、条件などについての事項を関係者が相談する組織が必要であらう。メンバーとしては外務省、通産省、経済企画庁などの省

以下は要約（約10枚で執筆中）

（Ⅲ） 国内関連施設の役割とそれに応じた整備の必要性

- 原研（高崎研——将来Regionalセンターとなる可能性）

（研修所）

- 動燃（探鉱部門など）

- 民間および公益法人

（訓練センター）

（工学センター、解析センターなど）

- 大学（各大学）

東大のようなところに途上国との「共同研究」という形で一括予算計上しておいて、研修等を行う各大学の途上国協力の経費にあてるなどの方法が考えられる。

- 語学研修（JAICA、筑波大）

（Ⅳ） その他

ここでは、附随して考慮すべき事項——たとえば途上国からの研修生に「資格」を与えることなど——を記述する。さらに途上国との協力では、相手国の適切な人（権限、人格）をみつけて、その人との協力の積上げが重要なこと、また日本側としては途上国協力の担当者（専任でなくとも）を上記各機関に置くこと、又日本からこれらの国へ派遣の人材養成（適応訓練）の重要性をのべる。